

件名

特定優先株式等の引受け等に係る特定資金援助に関し、特定合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えること等に関する基準を定める件の一部を改正する件

○ 金融庁、財務省、告示第 号  
厚生労働省、経済産業省

銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令（令和四年内閣府令第二号  
財務省告示第三号）

）の施行に伴い、特定優先株式等の引受け等に係る特定資金援助に關し、特定合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないこと等に關する基準を定める件（平成二十六年金 融 庁、財務省 告示第三号  
厚生労働省、経済産業省 告示第三号）

の一部を次のように改正し、令和五年三月三十一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

財務大臣 鈴木 俊一

厚生労働大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
一 特定優先株式等の引受け等（預金保険法（以下「法」という。）第一百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。次号において同じ。）により特定救済金融機関等（同条第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。）又は特定救済持株会社等（同項に規定する特定救済持株会社等をいう。）が払込みを受ける額及び借り入れる額の合計額が、特定合併等（同条第二項に規定する特定合併等をいう。）を行った後の当該特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等の自己資本比率（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年 大蔵省令第三十九号）	一 特定優先株式等の引受け等（預金保険法（以下「法」という。）第一百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。次号において同じ。）により特定救済金融機関等（同条第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。）又は特定救済持株会社等（同項に規定する特定救済持株会社等をいう。）が払込みを受ける額及び借り入れる額の合計額が、特定合併等（同条第二項に規定する特定合併等をいう。）を行った後の当該特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等の自己資本比率（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年 大蔵省令第三十九号）
第一条第七項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年 総理府 第四十号）第一条第六項、信用金庫法第八十	第一条第七項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年 大蔵省令第四十号）第一条第六項、信用金庫法第八十
九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年 総理府 第四十一号）	九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年 大蔵省令第四十一号）
第三条第六項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年 大蔵省令第四十二号）第一条第三項、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成	第三条第六項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年 大蔵省令第四十二号）第一条第三項、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成

十二年 大蔵省令第八号) 第二条第三項若しくは経済産業省・  
総理府 労働省

財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(

平成二十年 財務省令第一号) 第八十三条第一項第三号口

内閣府 経済産業省

(11)に規定する単体自己資本比率又は銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十六項若しくは第三条第五項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第四項、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第七十三条第一項第三号口若しくは長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)第五条の二の六第一項第四号に規定する連結自己資本比率をいう。以下この号において同じ。)その他これに準ずるものと、当該特定合併等を行う前の当該特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等の自己資本比率その他これに準ずるものとの水準にまで回復するために必要な額を超えないこと。

二 「略」

十二年 大蔵省令第八号) 第二条第三項若しくは経済産業省・  
総理府 労働省

財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(

平成二十年 財務省令第一号) 第八十三条第一項第三号口

内閣府 経済産業省

(11)に規定する単体自己資本比率又は銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項若しくは第三条第五項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第四項、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第七十三条第一項第三号口若しくは長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)第五条の二の六第一項第四号に規定する連結自己資本比率をいう。以下この号において同じ。)その他これに準ずるものと、当該特定合併等を行う前の当該特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等の自己資本比率その他これに準ずるものとの水準にまで回復するために必要な額を超えないこと。

二 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。